## 報告

### 【 市長報告 】

それでは、ただいま上程となりました報告３件につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第 41 号乃至報告第 43 号の「専決処分の報告」につきましては、議決により委任を受け、市長が専決処分することができる事項として指定されている、「和解及び損害賠償額の決定」について専決処分したもので、地方自治法第 180 条第２項の規定により、それぞれ報告するものであります。

よろしく御了承賜りますよう、お願い申し上げます。

注）上記の市長報告は、実際の発言と異なる場合がありますので御了承願います。
（会議録が正式な発言記録となります。）